

## 日本雪氷学会北海道支部規約

第1条 本支部は日本雪氷学会北海道支部と称し、事務所を札幌におく。

第2条 本支部は日本雪氷学会定款第4条の目的を達成する為に下記の事業を行う。

1. 雪氷および寒冷に関する調査及び研究。
2. 雪氷および寒冷に関する研究会、講演会、座談会、見学会の開催。
3. その他本支部の目的達成に必要な事業。

第3条 本支部の会員は北海道地方在住の日本雪氷学会正会員、団体会員、賛助会員および名誉会員とする。

第4条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1名
支部理事	若干名（内支部地方理事若干名を含む）
支部監査	2名
支部幹事	若干名（内幹事長1名）

第5条 支部長、支部理事および支部監査は支部総会において支部会員の中から選任する。

第6条 支部幹事（幹事長を含む）は支部会員のうちから支部長が委嘱する。

第7条 支部長は本支部を代表しその会務を総理する。

第8条 支部理事は、支部理事会を組織し重要な事項を決議する。

支部理事会の議長は支部長とする。

第9条 支部監査は支部の会計を監査する。

第10条 支部幹事は支部幹事会を組織し、支部長の指示を受けて、会務並びに会計を処理する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第12条 本支部に顧問をおくことができる。

第13条 顧問は必要に応じて本支部の指導にあたる。顧問は理事会の議決を経て支部長がこれを委嘱する。

第14条 本支部は毎年1回定期総会を開く外必要に応じ臨時総会を開く。

第15条 総会においては下記事項の承認を受けなければならない。

1. 会務並びに会計の報告
2. 新年度の事業方針
3. 役員の決定
4. 規約の変更
5. その他重要な事項

第16条 本支部の経費は下記の収入によってこれをまかう。

1. 本部よりの交附金
2. 寄附金その他

第17条 本支部の事業年度は毎年4月より翌年3月までとする。

附 則 本規約は昭和34年5月18日より施行する。

昭和53年6月8日改正